

不当判決に対する抗議声明

1. 5月26日、大阪地方裁判所・柴田義明裁判長は大阪市の主張を全面的に認め、大阪市に提訴された奨学金受給者17名に対し、奨学金2362万円並びに遅延損害金の支払いを命じる不当判決を言い渡した。
2. 本裁判は、大阪市が「実質給付」として、返還を要しないとして給付していた奨学金に関して、ずさんな債権処理が監査で指摘され、議会の議決を経ずに理事者の内部処理で奨学金の「返還免除」を行っていたことなど行政の不作为を厳しく追及され、その責任を転嫁する形で、2002年以降に卒業した186人の受給者に奨学金の返還を不当に決定したことに端を発する。
3. 卒業から10年間、一切の債権の支払いを請求してこなかったにもかかわらず、その約束を反故にして奨学金の返還を決定し、決定を不服とした17名が大阪市から訴えられた不合理な裁判である。
4. 判決では、「奨学金の申請書には、『有為な人材』の要件を満たした場合に返還債務が免除される旨の記載はなかったし、償還補助が受けられる旨の記載もなかった、・・・書面のやり取りがされたとも認められない。したがって、原告と被告らの間で『有為な人材』の要件を満たした場合に奨学金返還債務の免除や償還補助がされる旨の合意が成立したとは認められない」とした。つまり、「有為な人材」という人材養成奨励事業は市同促で定められているが旧条例とは関係なく、別個の事業であるとした。これらは、大阪市が同席した2003年の「返還免除決定に関する」選考委員会の決定をもくつがえす暴挙である。
5. さらに判決では、「当時の市職員が返還免除の説明をしていた可能性」を指摘しながらも、「職員は大阪市を代表するものではない」とし、「原告と被告らの間で旧条例の定めと異なる内容の契約が成立したとは認められない」とした。つまり、契約は（有為な人材などは関係なく）貸与としているのだから、いくら当時の職員が返還免除と言っても、大阪市の発言ではないという詭弁である。
6. また、判決では、「被告は『有為な人材』になれば、返還が免除されると認識していた可能性が高い」と認めつつも、『取扱要領による免除は無効』とし、一方で「新条例ができたことにより、国基準免除、返還期限の延長ができるので、2002年以降の卒業生に対する返還決定は不合理ではない」として、大阪市の主張を全面的に容認した。被告当事者の思いも理解していると言いながら、大阪府議会のように債権放棄をしなかった大阪市は断罪せず、新条例に従いなさいという大阪市の訴えを全面的に容認した判決は不当、不合理極まりないものであり、万感の怒りを禁じえない。
7. この間の大阪市の決定やその行為によって、幸せな家庭生活を営んでいた奨学金受給者が、同和地区出身であることを暴かれたり、支払いへの不安によってぎくしゃくしたり、さまざまな影響が出ている。行政の不作为によって出された決定や行為が、金銭的な問題だけでなく、家庭生活の破壊など精神的な被害をも受給者に与えていることも、大阪市、さらには司法に対して強く訴えたい。
8. 被告受給者17名は、本不当判決に対し、怒りと憤りをもって控訴の意思を固めた。私たちは、大阪市の不当な奨学金の返還決定から撤回の闘いを推し進め、2014年の本裁判の開始から、勇気をもって裁判闘争に踏み切った17名の被告当事者を支援してきた。私たちは、不当で不条理な第1審判決を不服として、弁護団と連携し、控訴審において、今まで以上に被告当事者を支援し、裁判闘争を闘いぬき、勝利判決を勝ち取ることをここに表明する。

奨学金の不当な返還決定を撤回させる会
部落解放同盟大阪府連合会